

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設の設置及び運営に関する事項並びに指導監督の手順について必要な事項を定めることにより、認可外保育施設に入所している児童の安全を確保し、もって本市の児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 本市に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。
- (2) 届出対象施設 法第59条の2の規定により、郡山市長への届出が義務付けられた認可外保育施設をいう。
- (3) 通常立入調査 第9条に規定にする立入調査をいう。
- (4) 特別立入調査 第10条に規定にする立入調査をいう。
- (5) 指導監督指針 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）別紙認可外保育施設指導監督の指針をいう。
- (6) 指導監督基準 認可外保育施設に対する指導監督の実施について別添認可外保育施設指導監督基準をいう。
- (7) 評価基準 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁成育局長通知）別添認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領別表に定める評価基準をいう。
- (8) 関係機関 こども家庭庁成育局保育政策課及び消費者庁消費者安全課をいう。

(指導監督の指針及び基準)

第3条 指導監督指針、指導監督基準及び評価基準は、次の各号に定めるものを除き、本市が認可外保育施設に対し調査及び指導を行う際の指針として使用する。

- (1) 指導監督基準のうち第7健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の予防は、別表第1のとおり読み替えて適用する。
- (2) 評価基準のうち「1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等」及び「2. 法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の指導基準等」中「第7健康管理・安全確保（7）乳幼児突然死症候群の予防」の項は、別表第2のとおり読み替えて適用する。

(認可外保育施設の把握)

第4条 市長は、認可外保育施設について、届出の提出を待つだけではなく、その速やかな把握に努めるものとする。

2 市長は、認可外保育施設の把握について必要があると認める場合は、郡山地方広域消防組合、郡山市保健所等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局と連携するとともに、地域の児童委員を活用するものとする。

(設置予定者に対する事前指導)

第5条 市長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合又は設置について情報を得た場合は、保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ(別紙)により、法に基づく指導監督の趣旨、内容等の説明を行うとともに、関係法令及び指導監督基準の遵守を求めるものとする。

2 当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法第59条の2第1項の規定による届出を行うよう指導するものとする。

(施設設置者からの届出の受理)

第6条 郡山市児童福祉法施行細則(平成9年郡山市規則第32号。以下「細則」という。)第17条第4項に規定する市長が必要と認めて指示する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 施設の設備の構造及び面積がわかる図面並びに建物の建築基準を満たしていることが確認できる書類(居宅訪問型保育事業を除く。)

(2) 入所児童に関する保険契約書の写し

(3) 保育従事者のうち有資格者(保育士、看護師又は准看護師)の資格が確認できる書類

2 居宅訪問型保育事業の設置者及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設については、前項に定める書類のほかに設置者及び職員に対する研修の修了証の写し等研修の受講状況がわかる書類を添付する。

3 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設については、前2項に掲げるもののほか、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達していることがわかる書類を添付する。

4 細則第17条第2項に規定する認可外保育施設事業内容等変更届の添書書類の例は、前3項に定める書類又は変更内容を証明する書類とする。

5 市長は、法第59条の2第1項及び第2項に規定する届出があった場合(設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地又は施設の管理者の氏名及び住所の変更の届出のみの場合を除く。)は、届出受理後1か月以内に当該施設に対して立入調査を行うものとする。

(届出の無い施設及び虚偽の届出をした施設への措置)

第7条 市長は、届出対象施設であるにも関わらず、施設開設後1か月以内に届出を提出していない施設を把握した場合は、当該施設の設置者に対し、保育施設の設置に係る届出について(第1号様式)により通知するものとし、通知の日から1か月以内に届出を行うよう求めるものとする。

2 前項の規定は、届け出た事項が指導監督等により虚偽の届出であることが判明した場合に準用する。

(報告)

第8条 市長は、法第59条第1項の規定により、認可外保育施設において次に掲げる重大な事故

が発生した場合は、設置者に対して認可外保育施設に対する指導監督の実施について標準様式（様式6）の（表面）により、報告を求め関係機関へ報告を行うものとする。

(1) 当該施設で利用児童が死亡した場合

(2) 当該施設で利用児童の治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が発生した場合

(3) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによることが原因として疑われる死亡者若しくは重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

(4) 当該施設の利用児童が、当該施設を利用しているときに、行方不明となった場合

(5) 当該施設が、火災、地震、台風等により損害を被った場合

(6) その他、市長が必要と認める場合

2 市長は、前項により関係機関へ報告を行った場合は、設置者に対して認可外保育施設に対する指導監督の実施について標準様式（様式6）の（裏面）により、事故発生当日から1か月以内に報告を求めるものとする。

3 市長は、認可外保育施設において、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、設置者に対して長期に滞在している児童について（報告）（第4号様式）により、報告を求めるものとする。

4 市長は、前3項に定める報告がない場合は、当該施設の設置者又は管理者に対して、第1項の報告については直ちに、前2項の報告については速やかに報告するよう通知するものとする。

（通常の立入調査）

第9条 市長は、法第59条第1項の規定により、年度ごとに実施計画を定め、原則として年1回以上認可外保育施設に対する立入調査を行うものとする。

2 市長は、立入調査の実施日の概ね1か月前までに、実施日時、場所等について、指導対象施設の設置者に対して、認可外保育施設立入調査について（通知）（第5号様式）により通知するものとする。

3 市長は、法第59条の2の5第1項の規定に基づき、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況について（報告）（第6号様式又は第7号様式）により、前項の通知の日から立入調査の実施日当日までに報告を求めるものとする。

（特別な立入調査）

第10条 市長は、法第59条第1項の規定により、次に掲げる場合には、必要に応じ、文書等による事前通知を行わず、緊急に認可外保育施設に対する立入調査を行うものとする。

(1) 第8条第1項に規定する重大な事故が発生した場合

(2) 第8条第3項に規定する児童がいる場合

(3) 第8条第4項に規定する通知後、速やかに報告がない場合

(4) 利用児童に対する虐待が疑われる場合

(5) 繰り返し改善指導を行っているにもかかわらず改善されない場合

(6) 利用者から苦情又は相談が寄せられており不適切な処遇がうかがわれる場合

(7) その他市長が必要と認める場合

（証票）

第11条 通常立入調査及び特別立入調査（以下「立入調査」という。）の指導監督を行う職員

は、法第59条第1項に基づき、身分を証明する証票を携帯するものとする。

2 前項の証票は、特別立入調査に備え、あらかじめ交付しておくものとする。

(立入調査の実施手順)

第12条 市長は、立入調査における調査、質問等については、当該施設の設置者又は管理者に対して行うこととする。この場合において、必要があると認めるときは、保育従事者からも事情を聴取するものとする。

2 市長は、認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、法第59条第1項の規定により、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施するものとする。

(指導監督班の編成について)

第13条 市長は、第6条第5項及び第9条に規定する立入調査を実施する場合は、指導監督班をこども部保育課の職員2名以上で編成するものとする。ただし、施設に対し助言等を行う場合については、保健福祉部保健福祉総務課福祉監査室等を加え編成することができるものとする。

2 市長は、第10条に規定する立入調査を実施する場合は、前項の指導監督班に、次のいずれかに該当する者を加え編成するものとする。

(1) 保育士

(2) 保健師

(3) 看護師(准看護師を含む。)

(改善指導が必要であると認められる場合の指導監督)

第14条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、口頭による改善指導(以下「口頭指導」という。)、文書による改善指導(以下「改善指導」という。)、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図るものとする。

(口頭指導と改善指導)

第15条 市長は、立入調査の結果を評価基準に照らし、次に掲げる事項により、口頭指導による対応が可能なものと改善指導を行うべきものに区分し改善を図るものとする。

(1) 評価基準によるB判定の事項(指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの)については、口頭指導を行うことができる。

(2) 評価基準によるC判定の事項(指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの)については、改善指導を行うものとする。

(3) 評価基準によるB判定の事項であっても、以前の立入調査において指導を行った事項又は児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、改善指導を行うものとする。

(口頭指導)

第16条 市長は、立入調査の結果を評価基準に照らし、口頭指導を行う場合には、立入調査時に対面により、又は事後に文書による報告若しくはこれに準ずる電話、FAX等の方法により、改善状況の確認を行うものとする。

2 市長は、口頭指導による改善状況が確認できない場合には、次回の立入調査時に確認を行うものとする。

(改善指導)

第17条 市長は、立入調査の結果を評価基準に照らし、改善指導の必要があると認められる施設（以下「指導対象施設」という。）に対し、法第59条第3項に基づく改善勧告、法第59条第4項に基づく公表等の対象になり得ることを示した上で、認可外保育施設立入調査結果について（通知）（第8号様式）及び改善を要する事項（第9号様式）により、通知の日から1か月以内の回答期限を付して通知するものとする。

2 市長は、前項により通知した指導対象施設の設置者又は管理者に対し、改善指導に係る報告書（第10号様式）による報告を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により求めた改善に時間を要する場合は、同項の規定による通知の日から1か月以内に改善指導に係る計画書（第11号様式）の提出を求めるものとする。

4 市長は、指導対象施設から、前2項の報告又は計画の提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、当該施設の設置者又は管理者に対する出頭を要請し、又は、当該施設若しくは当該施設の設置者等の事務所に対して、特別立入調査を行うものとする。回答期限又は提出期限が経過しても前2項の報告又は計画の提出が無い場合についても、同様とする。

(改善結果)

第18条 市長は、口頭指導及び改善指導に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善又は未改善で記入するものとする。

(証明書の交付)

第19条 市長は、法第59条第1項に基づく立入調査等及び改善指導の結果により指導監督基準を満たしていると認められる場合は、郡山市認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要綱（平成17年3月30日施行。以下「証明書交付要綱」という。）第3条の規定により、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。

(改善勧告)

第20条 市長は、法第59条第3項の規定により、改善指導を第18条の規定による通知の日から繰り返し行ったにもかかわらず改善されない場合又は改善の見通しが無い場合には、法第59条第3項に基づき、指導対象施設の設置者又は管理者に対して、改善勧告を行うものとする。

2 市長は、当該施設の設置者又は管理者に対して、法第59条第4項及び第5項に基づく公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上で、改善勧告について（第12号様式）により、通知の日から1か月以内の回答期限を付して通知するものとする。この場合において、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して通知の日から3年以内の期限を付して移転を勧告するものとする。

3 市長は、当該施設の設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する回答があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うものとする。回答期限が経過しても回答がない場合についても、同様とする。

4 市長は、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内にあっても、当該施設の状況確認に努めるものとする。

(公表)

第21条 市長は、前条の改善勧告にもかかわらず改善が行われない場合には、法第59条第4項の

規定により、当該施設の利用者に対して改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知し、当該改善勧告に従わなかった旨を本市ウェブサイトへの掲載等を通じて公表するものとする。

（事業の停止又は施設の閉鎖命令）

第22条 市長は、法第59条第5項の規定により、指導監督施設の設置者又は管理者に対して、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合は、必要に応じて、事前又は事後速やかに、児童相談所、近隣児童福祉施設等との間で、当該施設が運営を停止した場合に備え、当該施設の利用児童の受入れ先の確保等について調整を図るものとする。

2 市長は、事業停止命令又は施設閉鎖命令を行う場合は、当該施設の設置者又は管理者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第29条から第31条の規定に基づき、次に掲げる事項を明記した上で、弁明の機会の付与について（第13号様式）により通知し、事前に弁明の機会を付与するものとする。

（1）予定される命令の内容

（2）命令の原因となる事実

（3）弁明書の提出先及び提出期間

3 市長は、当該施設の設置者若しくは管理者から弁明書の提出を受けた場合又は提出期限を経過した場合は、速やかに、郡山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴取するものとする。

4 市長は、前項の規定により、郡山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴取した場合は、速やかに、当該施設の設置者又は管理者に対し、事業停止命令又は施設閉鎖命令について（第14号様式）により通知するものとする。

5 市長は、当該施設の事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、本市ウェブサイトへの掲載等を通じて公表するものとする。

（緊急時の改善勧告）

第23条 市長は、児童の福祉を確保するため、次に掲げる事項に該当する場合で、緊急を要すると認めるときは、立入調査又は改善指導を経ずに改善勧告を行うものとする。

（1）保育に従事する者が必要数よりも少ない場合

（2）有資格者が保育に従事する者の必要数の3分の1よりも少ない場合又は保育に従事する有資格者が1人もいない場合

（3）保育室の面積が児童1人当たり1.65平方メートル以上確保されていない場合

（4）指導監督基準に基づく「第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件」中「（2）保育室を3階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。」又は「（3）保育室を4階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。」に関して、各号中イに規定する施設又は設備を有しておらず、消防法施行令第7条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていない場合

（5）認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていない場合

（緊急時の事業停止又は施設閉鎖命令）

第24条 市長は、法第59条第6項の規定により、児童の生命又は身体の安全を確保するため、次に掲げる事項に該当する場合で、あらかじめ郡山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会の

意見を聞くいとまがないときは、立入調査、改善指導及び改善勧告を経ずに事業停止命令又は施設の閉鎖命令を行うものとする。

(1) 当該施設の設置者又は管理者等が、利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合

(2) 当該施設の利用児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合
(証明書の返還)

第25条 市長は、立入調査等の結果、指導監督基準を満たさないことが判明した場合は、設置者に対し証明書交付要綱第6条の規定により、ただちに証明書の返還を求めるものとする。

(情報の公表)

第26条 市長は、届出対象施設に係る細則第17条第1項の規定による認可外保育施設設置届、同条第2項の規定による認可外保育施設事業内容等変更届、第9条の規定による運営状況の報告及び立入調査により把握した情報、証明書の交付状況等について、窓口、本市ウェブサイト等で公表するものとする。

2 市長は、立入調査等による状況把握ができている場合は、届出対象外の施設についても情報提供に努めるものとする。

(記録の整備)

第27条 市長は、認可外保育施設ごとに、届出された事項、運営状況、調査の内容等必要な記録を整備するものとする。

(関係機関との連携)

第28条 市長は、指導の実施及び指導後の措置等について、都道府県等関係行政機関との間で、必要な情報交換を行う等連携を図るものとする。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月17日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(7) 乳幼児突然死症候群等の予防	
ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。	
○ 布団等が顔までかからないようにすること。また、シーツが布団から外れないようにすること。	
○ 睡眠中の保育室は整理整頓されていること。	
イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。	
○ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。	
ウ 睡眠時の児童の状況をチェック表で確認し、記録すること。	
エ 睡眠時の児童の確認や観察等の注意事項について明文化すること。	
オ 保育室では禁煙を厳守すること。	

別表第2（第3条関係）

調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
		評価事項	判定区分			実際の指導		
			A	B	C	口頭	文書	
(7) 乳幼児突然死症候群等の予防	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。 ※ 布団等が顔までかからないようにすること。また、シーツが布団から外れないようにすること。 ※ 睡眠中の保育室は整理整頓すること。	・乳児室に職員が在室していないなど、予防への配慮がない。 ・室内に児童の顔色等が観察できる明るさがない。		－	○			
	b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所（利用開始）時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群の予防への配慮に努めること。	・乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足している。		－	○			
	c 睡眠時の児童の状況をチェック表で確認し、記録すること。	・睡眠時チェック表を作成していない。		－	○			

	d 睡眠時の児童の確認や観察等の注意事項について明文化すること。	・睡眠時の注意事項マニュアルを作成していない。		－	○			
	e 保育室では禁煙を厳守すること。	・保育室内で喫煙している。		－	○			

別紙（第5条関係）

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事等（指定都市市長、中核市市長を含む。郡山市内の施設にあつては郡山市長。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のことを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から1か月以内に都道府県知事等に対する届け出が義務付けられています。都道府県等が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず1か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご留意ください。（児童福祉法第59条の2）

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第62条の5）

（注） 以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

- ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出対象となる。）

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第59条の2の2～4）

（1）サービス内容の掲示（児童福祉法第59条の2の2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示する及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。

(掲 示 内 容)

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況（法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（1 日に保育する乳幼児のが 5 人以下のものに限る。）及び法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令内容を含む。）

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第 59 条の 2 の 3 ）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面交付（児童福祉法第 59 条の 2 の 4 ）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

(書 面 交 付 内 容)

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合するとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事等の行う指導監督の趣旨

都道府県知事等は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事等が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 2 項第 6 号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようになしてください。

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長

保育施設の設置に係る届け出について

貴施設については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に基づき、別紙により郡山市長宛て 年 月 日までに設置開設に係る届け出をする必要がありますので通知します。

なお、 年 月 日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し添えます。

（参考）児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令で定めるものを除く。）であって第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあっては、当該認可の取消しの日）から 1 月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造
- (4) 事業を開始した年月日
- (5) 施設の管理者の氏名及び住所
- (6) その他内閣府令で定める事項

第 62 条の 5

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の過料に処する。

第 2 号様式 削除

第 3 号様式 削除

第4号様式（第8条関係）

長期に滞在している児童について（報告）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他（家庭状況、家庭からの連絡の状況等）

郡山市長

このことについて、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、適正な保育内容及び保育環境の確保を目的として、下記により調査を実施いたします。

1 調査方法 立入りによる現地調査
(施設及び保育内容の確認、聴取並びに関係書類の閲覧)

2 調査日時 年 月 日 () 時 分から

3 調査場所

4 提出資料 運営状況について(報告)(第6号様式又は第7号様式)を調査の実施日当日に2部提出願います。なお、貴施設の施設概要、募集要項などの冊子がありましたら併せて提出願います。

5 その他 上記調査日の御都合が悪い場合には、 年 月 日 () までに保育課宛て連絡願います。

第 6 号様式（第 9 条関係）

運営状況について（報告）
（一般）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

年の当施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項に基づき、別紙のとおり報告します。

年 月 日現在

(1) 施設の名称							
(2) 施設の所在地	〒				TEL		
	最寄り駅		線		駅	バス	分
						徒歩	分
(3) 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO 法人 その他法人 任意団体 その他 ()						
(4) 設置者名							
(5) 設置者住所	〒				TEL		
(6) 代表者名	(氏名)				(職名)		
(7) 管理者名	(氏名)				(職名)		
(8) 管理者住所	〒				TEL		
(9) 事業開始年月日	年 月 日						
(10) 系列施設	有(系列施設数 か所 [直営店・FC] うち郡山市内 か所)						無
(11) 開所時間	通常開所時間		時間外開所時間		備 考		
	平 日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝日	: ~ :	: ~ :				
(12) 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定額契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・24 時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)				※① 0 歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※② サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。		
(13) 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし						

(14) 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定額契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0 歳児	円	円	円	円	・ 食事代 円
	1 歳児	円	円	円	円	・ 入会金 円
	2 歳児	円	円	円	円	・ キャンセル料 円
	3 歳児	円	円	円	円	() 円
	4 歳児	円	円	円	円	() 円
	5 歳児	円	円	円	円	() 円
	6 歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	円

[illegible]

※法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（）内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

(16) 保育している児童の人数		(年 月 日現在)								
年 齢 在園時間		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学 童	計
昼間	午後 8 時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜間	午後 10 時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深夜	午後 10 時～午前 2 時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿泊	午前 2 時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24 時間	24 時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()

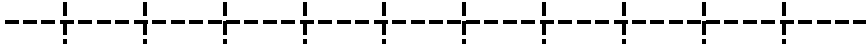
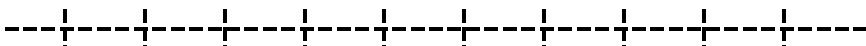
※ () 内には、一時預かり児童数を再掲すること。

(17) 時間帯別の在籍児童数（調査日前日の月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。）									
年齢 在園時間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
7：00～8：59									
9：00～10：59									
11：00～12：59									
13：00～14：59									
15：00～16：59									
17：00～18：59									
19：00～20：59									
21：00～21：59									
22：00～：									
上記のうち主たる保育 時間である 11 時間に ついて再掲 ： ～：									

(18) 職務に従事している職員の配置数【総数】										(年 月 日現在)				
A 施設長			B 保育従事者(Aを除く)				C その他職員(A、Bを除く)				D 合計(A + B + C)			
資格の有無等	人 ()人		人 ()人				人 ()人				人 ()人			
	※上記()内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。													
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事 従事している 従事していない		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
			看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
		准看護師	人	准看護師	人	()	()							
・資格(従事している場合に記入)		家庭的	家庭的											
保育士		保育者	人	保育者	人									
看護師		その他	人	その他	人									
准看護師		()	()											
その他()														

※ 有資格者(保育士、看護師・准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認でき

る書類を添付すること。

(19) (18) のうち、調査日前日に保育に従事している者の配置数及び勤務の体制			
ア 有資格者(保育士、看護師・准看護師の資格あり)			
職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者 (保育士)	常 勤 ・ 非常勤		8 時間
	常 勤 ・ 非常勤		
	常 勤 ・ 非常勤		
	常 勤 ・ 非常勤		
	常 勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数		総勤務時間	
総勤務時間			
() 時間 ÷ 8 時間 = () 人			

※ 当報告書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

※ 「勤務時間」には、休憩時間を除いた勤務時間を記入すること。

※ 当報告書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

※ 「勤務時間」には、休憩時間を除いた勤務時間を記入すること。

(22) 施設に在籍している保育従事者数	人
うち、研修受講の有無	人
保育の質の向上のための研修	人
子育て支援員研修	人
家庭的保育者等研修	人
その他()	人
(23) 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名)
(24) 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的に実施 (年 回)

※ 研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

(25) 保険加入状況	加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()
	※保険契約書別添	保険事故(内容)	
	未加入	保険金額	
(26) 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

(27) 施設・設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所					
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室又は遊戯室		
	室数	室	室	室	室		
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計	
	室数	室	室	室			
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	便器	個					
	屋外遊戯場(園庭)	有(m ²)	無 →	無の場合の公園等付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所			有・無
建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木造 その他()				建物の階		
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他()						
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他						
(28) 乳児室の区画	有(専用室 フェンス ベビーベッド 他)						
(29) 保育室の採光・換気	窓等採光(良い 普通 悪い)・窓等換気(良い 普通 悪い)						
(30) 便所の設備	保育室との仕切(有 無)・調理室との仕切(有 無) ・専用手洗い(有 無)						

(31) 消火用具の設備	有（消火器 他： ）		無			
(32) 玄関以外の非常口	有	無 →無の場合の避難器具 有（ ） 無				
(33) 消防計画	有（届出年月日 年 月 日・未届）		無			
(34) 避難消火訓練	実施（実施回数 回／年・うち、図上訓練 回／年）		無			
(35) 保育室が 2 階にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（(い)欄及び(ろ)欄に掲げる設備がそれぞれ 1 つ以上設けられている）		適 適 適 不適 不適 不適			
	<table border="1"> <tr> <td>(い)</td> <td>①屋内階段 ②屋外階段</td> </tr> <tr> <td>(ろ)</td> <td>①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段</td> </tr> </table>	(い)		①屋内階段 ②屋外階段	(ろ)	①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段
(い)	①屋内階段 ②屋外階段					
(ろ)	①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段					
(36) 保育室が 3 階以上にある	転落防止設備（窓柵 階段手すり テラス手すり） 耐火構造の建物（鉄筋コンクリート レンガ 石） 階段等設備（(い)欄及び(ろ)欄に掲げる設備が保育室等から 30m 以内にそれぞれ 1 つ以上設けられている）		適 適 適			
	<table border="1"> <tr> <td>(い)</td> <td>①屋内避難階段 ②屋外階段</td> </tr> <tr> <td>(ろ)</td> <td>①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段</td> </tr> </table>	(い)		①屋内避難階段 ②屋外階段	(ろ)	①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段
	(い)	①屋内避難階段 ②屋外階段				
(ろ)	①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段					
調理室の防火区画（耐火構造の床、壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは、 ①スプリンクラー設備 ②自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか 1 つが設けられている。		適	不適			
保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ 非常警報機具又は非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防災処理		適 適 適	不適 不適 不適			
(37) 保育計画の策定	有（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）		無			

(38) 入浴等を必要とする児童の取り扱い		24 時間保育で、3 日以上継続して在籍する児童の入浴、汚れたときなどの対応		有（週 回） 入浴 清拭	無
(39) 外遊び、外気浴の実施		実施（毎日 回／1 週間 ）			未実施
(40) 安全管理・事故防止の取組状況		安全管理・事故防止のための研修を定期的に行っている（年 回） 安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している 消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている			有 無 有 無
(41) 保護者との連絡状況		献立表の配布 施設だよりの配布 連絡帳の作成 緊急連絡表の作成			有 無 有 無 有 無 有 無
(42) 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学		実施 未実施			
(43) 衛生管理	保育室の清掃方法・回数			哺乳瓶の消毒・保管方法	
	便所の清掃方法・回数			衣類の洗濯・消毒方法	
	調理室の清掃方法・回数			寝具の乾燥・消毒方法	
	食器の消毒・保管方法			玩具類の洗濯・消毒方法	
(44) 給食	給食の実施	朝食	有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）		特に決めていない
		昼食	有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）		特に決めていない
		夕食	有（主に施設で調理 主に仕出し弁当 その他） 無（弁当持参 家庭で食事 その他）		特に決めていない
	献立表の作成		朝食用 有（ 週間献立） 無 昼食用 有（ 週間献立） 無 夕食用 有（ 週間献立） 無		
	乳児食（離乳食）		有（施設で調理 調理済み市販 家から持参 その他） 無		
	食品の保存		冷蔵庫 その他（ ）		

(45) 登校時の健康状態観察		有 (体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他)	無	
(46) 降園時の個別検査		有 (服装 外傷 清潔 他)	無	
(47) 児童の発育チェック		実施 (身体測定 体重測定 その他)	未実施	
(48) 児童の健康診断	入所時	施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認	未実施	
	入所後	<実施方法> 施設で実施 診断書の提出 母子健康手帳で確認 <実施回数> 内科検診： 回／年、歯科検診： 回／年 年間実施合計：児童ひとりあたり年 回	未実施	
(49) ケガや病気のと きの措置		保護者へ連絡 医療機関への受診 その他 ()		
(50) 職員の健康診断	採用時	実施 (施設で実施 診断書の提出 その他) ※ 労働安全衛生規則第 43 条を要確認すること。	未実施	
	採用後	実施 (施設で実施 診断書の提出 その他) ※ 労働安全衛生規則第 44 条を要確認すること。	未実施	
(51) 調理・調乳者の検便		実施 (毎月 隔月 回／年)	未実施	
(52) 備えられている 医薬品		体温計 水まくら類 外用・消毒薬 絆創膏類 他 ()		
(53) 感染症への対応		再登園にあたっての取扱い (かかりつけ医の治癒証明書等の提出 有 未実施) 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止 実施 未実施		
(54) 乳幼児突然死症候群の予防		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察 仰向け寝 睡眠時チェック表の確認及び記録 睡眠時の注意事項マニュアル作成 保育室での禁煙	実施 実施 実施 実施 実施	未実施 未実施 未実施 未実施 未実施
(55) 安全確保	○安全対策 適 不適			
	各施設に危険物がない、放置物品がない、暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転落防止、棚等からの落下物防止等の安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 <チェック表> ※ すべてチェックが付いている場合は適。 ☐ 保育室 ☐ 玄関 ☐ 非常口 ☐ 階段 ☐ 通路 ☐ 台所 ☐ 便所 ☐ 浴室 ☐ ベランダ ☐ 園庭 ☐ 門扉			
	○事故防止 適 不適			
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う等、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。			
	○緊急時の対策 適 不適			

	不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。			
(56) 利用者への情報提供	サービス内容等の掲示 利用者への契約時の書面交付 利用予定者への契約内容の説明		実施 実施 実施	未実施 未実施 未実施
(57) 児童票の作成状況	有 (家庭状況 既往症 健康状態 成長記録 健康診断記録)			無
(58) 帳簿の作成、整備状況	職員名簿 (履歴書)	有 無	児童出席表	有 無
	資格証明書	有 無	施設平面図	有 無
	職員の雇用又は委託状況がわかる書類 (雇用通知書、賃金台帳等) 有 無			
(59) こどもの預かりサービスのマッチングサイトの URL				
(60) 企業主導型保育事業による運営費助成 (予定) の有無	有 無			
(61) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別 (受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)	有 無	(有の場合、その命令の内容) 業務停止命令 ・ 施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名および年月日 (: 年 月 日)		

※ マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

※ 施設平面図、パンフレット、料金表等を添付してください。

第 7 号様式（第 9 条関係）

運営状況について（報告）
（ベビーシッター）

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

年の当施設の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項に基づき、別紙のとおり報告します。

年 月 日現在

(1) 事業所の名称							
(2) 事業所の所在地	〒				TEL		
	最寄り駅		線		駅	バス	分
						徒歩	分
(3) 設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO 法人 その他法人 任意団体 その他 ()						
(4) 設置者名							
(5) 設置者住所	〒				TEL		
(6) 代表者名	(氏名)				(職名)		
(7) 管理者名	(氏名)				(職名)		
(8) 管理者住所	〒				TEL		
(9) 事業開始年月日	年 月 日						
(10) 系列施設	有(系列事業所数 か所 [直営店・FC] うち郡山市内 か所)						無
(11) 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備 考		
	平 日	: ~ :	: ~ :				
	土曜日	: ~ :	: ~ :				
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :				
(12) 提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定額契約 (// 歳 ~ 歳) ・一時預かり (// 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (// 歳 ~ 歳) ・24 時間保育 (// 歳 ~ 歳) ・() (// 歳 ~ 歳)				※① 0 歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※② サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。		
(13) 利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし						

[illegible][illegible]

(18) 職務に従事している職員の配置数【総数】										(年 月 日現在)				
A 事業所長		B 保育従事者(Aを除く)				C その他職員(A、Bを除く)				D 合計(A + B + C)				
資 格 の 有 無 等	人 ()人		人 ()人				人 ()人				人 ()人			
	※上記()内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。													
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事 従事している 従事していない		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人					
		准看護師	人	准看護師	人	()		()						
・資格(従事している場合に記入)		家庭的		家庭的										
保育士		保育者	人	保育者	人									
看護師		その他	人	その他	人									
准看護師		()		()										
その他()														

※ 有資格者(保育士・看護師・准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

(19) 職務に従事している職員の配置予定数 (平均的な職員配置)														
A 事業所長		B 保育従事者(Aを除く)				C その他職員(A、Bを除く)				D 合計(A + B + C)				
資 格 の 有 無 等	人 ()人		人 ()人				人 ()人				人 ()人			
	※上記()内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。													
	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事 従事している 従事していない		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人					
		准看護師	人	准看護師	人	()		()						
・資格(従事している場合に記入)		家庭的		家庭的										
保育士		保育者	人	保育者	人									
看護師		その他	人	その他	人									
准看護師		()		()										
その他()														

※ 有資格者(保育士・看護師・准看護師)については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

(20) 事業所に在籍している保育従事者数	人
うち、研修受講の有無	
居宅訪問型保育研修	人
子育て支援員研修	人
家庭的保育者等研修	人
その他()	人

※ 複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているものの場合、「うち、採用した日から１年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第１の２(2)イの基準を満たすには、採用後１年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

(21) 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名) (研修名等： 年 月 参加者数 名)	無
(22) 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施 (年 回)	無

※ (21)、(22)については、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

(23) 保険加入状況	加入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他()
		保険事故 (内容)	
	未加入	保険金額	
(24) 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	
(25) 保育計画の策定	有(年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標)		無

(26) 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している(年 回)	有 無	有 無
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している		
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有 無	有 無
(27) 保護者との連絡状況	連絡帳の作成	有	無
	緊急連絡表の作成	有	無
	その他()	有	無

(28) 保護者及び利用希望者の事前面接		実施 未実施				
(29) 利用開始時の健康状態観察		有（体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他）			無	
(30) 利用開始時の個別検査		有（服装 外傷 清潔 他 ）			無	
(31) 児童の発育チェック		実施（身体測定 体重測定 その他）			未実施	
(32) 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認			未実施	
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認・ 回／年			未実施	
(33) ケガや病気のと きの措置		保護者へ連絡 医療機関への受診 その他（ ）				
(34) 職員の健康診断	採用時	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他 ） ※ 労働安全衛生規則第 43 条を要確認すること。			未実施	
	採用後	実施（事業所で実施 診断書の提出 その他 ） ※ 労働安全衛生規則第 44 条を要確認すること。			未実施	
(35) 検便		実施（毎月 隔月 回／年）			未実施	
(36) 乳幼児突然死症候群の予防		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察 仰向け寝 睡眠時チェック表の確認及び記録 睡眠時の注意事項マニュアル作成 禁煙の厳守	実施 実施 実施 実施 実施	未実施 未実施 未実施 未実施 未実施		
(37) 安全確保	○安全対策 適 不適					
	実施内容（ ）					
	○事故防止 適 不適					
	実施内容（ ）					
	○緊急時の対策 適 不適					
		実施内容（ ）				
(38) 利用者等への情報提供		サービス内容等の掲示 利用者への契約時の書面交付 利用予定者への契約内容の説明	実施 実施 実施	未実施 未実施 未実施		
(39) 児童票の作成状況		有（家庭状況 既往症 健康状態 成長記録 健康診断記録）			無	
(40) 帳簿の作成、整備状況		職員名簿（履歴書）	有 無	児童利用状況表	有 無	
		資格証明書	有 無			
		職員の雇用又は委託状況がわかる書類 有 無 （雇用通知書、賃金台帳等）				

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長

年度認可外保育施設立入調査結果について（通知）

このことについて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に基づき、立入調査を行った結果、別添改善を要する事項（第9号様式）のとおり、児童福祉の観点から改善を要するものと認められますので、早急に対応願います。

改善状況については、改善指導に係る報告書（第10号様式）に、改善したことが確認できる書類（写真又は書類のコピー等）を添付の上、 年 月 日（ ）までに保育課宛て報告してください。改善が図られた場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下「証明書」という。）を発行します。証明書が発行された施設かどうかについては、本市ウェブサイト上で公表します。

なお、期限までに改善が図られない場合や改善報告が提出されない場合につきましては、現在施設に掲示されている証明書の返還を求めることがあります。

また、改善状況を確認するため、事前通知をせずに再度立入調査する場合がありますので御理解ください。その上で、改善指導を繰り返し行ったにもかかわらず改善が図られない場合には、児童福祉法第59条に基づく改善勧告、事業停止命令又は施設閉鎖命令等の対象となることを申し添えます。

記

- 1 添付書類 改善を要する事項（第9号様式）
- 2 報告書類 改善指導に係る報告書（第10号様式）

備考

2にかかわらず、改善に時間を要する場合は、改善指導に係る計画書（第11号様式）により報告するものとする。

第 9 号様式（第17条関係）

改善を要する事項

立入調査実施日 年 月 日

対象施設 （施設名）

調査担当職・氏名 （担当課、職種及び氏名）

事 項	内 容	根 拠

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されない場合、市の補助事業である郡山市多子世帯保育料軽減補助事業及び認可外保育施設絵本配布事業並びに一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）の対象施設となりません。

改善指導に係る報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

年度立入調査の結果、指導のありました事項について、次のとおり改善状況を報告します。

- 1 指摘事項
- 2 改善状況（改善に時間を要する場合は改善計画）

改善指導に係る計画書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者の氏名

年度立入調査の結果、指導のありました事項について、次のとおり改善計画を提出します。

- 1 指摘事項
- 2 改善計画
- 3 改善時期
- 4 改善に時間が要する理由

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長

改善勧告について（通知）

貴施設における運営状況について、 年 月 日付で立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、
年 月 日までに改善が図られるよう児童福祉法第59条第3項に基づき勧告します。

なお、改善の状況等について、同日まで又はそれ以前に改善を行った場合は、速やかに文書により御回答ください。

また、改善が図られない場合や回答が無い場合は、児童福祉法に基づき、その旨広報等を通じて公表するとともに、業務停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合がありますのであらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

郡 第 号
年 月 日

様

郡山市長

弁明の機会の付与について

貴施設については、 年 月 日付で改善勧告を発したにも関わらず、改善された事実が無いことから、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば下記により弁明書を 年 月 日まで提出してください。

記

- 1 予定される不利益処分
- 2 不利益処分の原因となる事実
(1)
- 3 弁明書の提出先
- 4 提出期限

郡達 第 号
年 月 日

様

郡山市長

事業停止命令又は施設閉鎖命令について（通知）

貴施設については、児童福祉法第59条第5項に基づき、 が改善されるまでの間、事業の停止（施設の閉鎖）を命じます。

なお、この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する場合があります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。